

よくある質問②：輸出締約国内で調達した材料について



輸出国内で調達した材料であれば、輸出締約国の原産材料として認められますか？

輸出締約国内で購入した材料や、生産された材料が、必ずしもEPA上の輸出締約国の「原産材料」となるわけではありません。



- 「原産材料」と認められるためには、適用するEPAの原産地規則をその材料自体が満たすことの確認が必要となります。
- 原産材料かどうか不明な材料は、非原産材料として扱ってください。
- 事後確認の際、貨物の生産に使用された材料の製造者まで遡って、原産材料の根拠となる製造工程表や材料一覧等の詳細な根拠資料を提出いただく可能性があることにご注意ください。